

# 旭川市消費者被害防止 ネットワークニュースNo.2

## ●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成24年度は2,689件、平成25年度は7月末時点で1,000件となっています。

相談内容で目立ったものとして、健康食品等の送り付け商法に関する相談、火災保険が使えると持ちかけられた住宅リフォーム契約に関する相談、還付金詐欺が疑われる相談等が挙げられます。

また、出会い系サイトの利用やアダルトサイトに関する相談、未公開株の購入を促したり、過去の投資被害を回復する等と消費者にとってうまい話を持ちかける劇場型勧誘に関する相談も依然として寄せられています。

身近な方で消費生活に関して困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

相談件数

	平成24年度	平成25年度
4月	219	266
5月	227	278
6月	237	237
7月	201	219
8月	179	
9月	201	
10月	265	
11月	249	
12月	222	
1月	213	
2月	214	
3月	262	
合計	2689	1000

販売方法別の相談件数

		平成24年度	平成25年度
訪問販売	家庭訪販	300	102
	SF商法	1	2
	アポイントメントセールス	3	1
	キャッチセールス	2	1
	上記以外	7	6
	訪問販売計	313	112
通信販売		719	242
連鎖販売(マルチ)		51	18
電話勧誘販売		202	86
ネガティブオプション(送り付け商法)		31	45
訪問購入		—	4
その他無店舗		30	12
店舗販売		856	272
不明・無関係		487	209
(多重債務)		(104)	(24)
総件数		2,689	1,000

平成25年度は平成25年7月末現在の数値

※訪問購入は平成25年度から新たに追加された項目です。

※多重債務の( )内の数字は内数です。

※訪問販売中「上記以外」とは、職場訪問販売、1日だけの展示会販売等です。

## 相談窓口

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

**旭川市消費生活センター**

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前9時～午後5時



## ●消費者教育推進法が制定されました



消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的に消費者教育推進法が制定、施行されました。法律では、消費生活センターや教育委員会等が連携して消費者教育を行うことが責務とされています。

旭川市消費生活センターでは、これまでも、出前講座等をとおして消費者知識の普及、啓発に取り組んでいましたが、今後も、より多くの方に出前講座を受けていただけるよう、また、その他の啓発事業にも力を入れていきたいと考えております。

(なお、今年度の出前講座は好評につき、予定回数を終了しました。来年度以降、あらためて受付する予定ですので、よろしくお願いいたします。)

### 消費者啓発DVD・図書等の貸出し

消費生活センターでは、出前講座の他にも、消費者啓発DVD・図書等を無料で貸し出しています。ご家庭での閲覧や各団体の会合等での上映に是非ご活用ください。

#### ★貸出基準

対象	旭川市民及び旭川市内の団体
貸出期間	2週間
貸出点数	3本(冊)まで



#### \*\*貸出方法\*\*

- ① 旭川市消費生活センターに来所していただき、利用したいものを選んでください。  
※郵送での貸出は行っていません。
- ② 利用申込書に必要事項を記載していただいた後、現住所等を確認できる身分証明書(運転免許証・健康保険証・学生証など)の提示をお願いいたします。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminseikatsu/syouhi/syouthiseikatu.htm>

## ●消費者庁が行政処分を行いました

消費者が注文していないのに、注文したとって健康食品等を送り付ける手口で電話勧誘販売を行っていた3事業者が消費者庁に行政処分され、3か月～6か月の業務停止を命令されました。

(詳細は [http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130827kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130827kouhyou_1.pdf))

旭川市消費生活センターにおいても、同様の手口による相談が多く寄せられていたことから、今回の処分を機にこうした手口が減少することを期待します。

しかしながら、一つの手口が減少しても、手を代え品を変え、新たな事業者が消費者に忍び寄って来ることが予想されます。消費生活センターに寄せられた情報で、広く伝えた方が良く判断される情報については、今後も速やかに情報提供したいと思います。当ネットワークの皆さまの周りにも消費者被害が疑われる不審な情報等がありましたら、消費生活センターまでお寄せ下さい。

